平成２３年（フ）第４３２号
茨城県水戸市常磐町２丁目３番31号
債務者　伊藤多恵子
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４３３号
茨城県水戸市見川５丁目127番地の１　チェリーブラッサム201号
債務者　伊藤　悦孝
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４７０号
茨城県水戸市下大野町4307番地
債務者　平戸　裕子
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４７９号
茨城県水戸市千波町2345番地の15　ガーデンリゾート千波Ｂ棟202号
債務者　木下亜矢子
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後１時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４８２号
茨城県常陸太田市寿町533番地の６
債務者　長山　幸恵（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第７１号
滋賀県近江八幡市末広町587番地、住民票上の住所滋賀県近江八幡市末広町583番地
債務者　池尾　一志
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第１３６号
滋賀県愛知郡愛荘町東円堂2575番地１　レオパレス翔211号
債務者　西田　啓之
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第８４７号
京都市伏見区深草直違橋南１丁目520番地の12
債務者　大塚　雅之
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９６４号
京都市北区紫竹西南町38番地
債務者　ケイズブル，ａｔｍｏｓｐｈｅｒｅさらまこと　弓削　和美
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１１６１号
京都市西京区川島玉頭町54番地２　桂和荘２Ｆ10号
債務者　刀祢　拓也
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１２０８号
京都市中京区西ノ京北円町15番地、住民票上の住所京都市北区紫野石龍町29番地
債務者　若林　省三
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１２２１号
京都府宇治市大久保町南ノ口40番地の10
債務者　京建工業こと　髙橋正里也
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１２５３号
京都市南区久世殿城町86番地６　殿城テラスハウス４号
債務者　比嘉　　努
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１２７０号
京都市西京区嵐山茶尻町30番地　コーポ嵐山1303
債務者　神田　　要
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１３２０号
京都府宇治市大久保町旦椋76番地の１　府営西大久保団地18棟510号
債務者　上原　一朗
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１３７８号
京都市上京区出水通七本松東入七番町348番地１
債務者　池永　真弓
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４７４号
京都市右京区西院西今田町17番地
債務者　木村　和子
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係